

揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

令別表第1の2の項番号	規則別表第5の2の項番号	VOC排出施設	規模	排出基準 [ppmC]	
1	1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600	
2	2	塗装施設(吹付塗装に限る)	排風機の排風能力が100,000m ³ /h以上のもの	自動車製造の用に供するもの	既設 700
	3			その他のもの	新設 400
3	4	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く)	送風機の送風能力が10,000m ³ /h以上のもの	木材・木製品(家具を含む)の製造に供するもの	1,000
	5			その他のもの	600
4	6	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /h以上のもの	1,400	
5	7	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び上欄に掲げる施設を除く)	送風機の送風能力が15,000m ³ /h以上のもの	1,400	
6	8	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400	
7	9	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が27,000m ³ /h以上のもの	700	
8	10	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400	
9	11	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む)のものを除く)	1,000kl以上のもの(ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する)	60,000	

- 注) 1 新設は平成18年4月1日以降に設置するもの。
 既設は平成18年4月1日に現に設置されているもの(設置の工事がされているものを含む)。
 2 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
 3 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。
 4 「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるもの。
 5 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率。